取　扱　説　明　書

ご使用になる前に必ずお読みください。

KS2R-C

使い捨て式防じんマスク

国家検定DS2合格品　国家検定合格 第TM566号

警告　この防じんマスクをご使用になる際、誤った使い方をされると、身体に重大な障害を及ぼしたり、生命を脅かすことがありますので、この取扱説明書をよくお読みの上、ご使用ください。

使用の範囲

・このマスクは固体粉じんの発生する場所で使用する防じんマスクです。

・液体粒子や有毒なガス・蒸気の存在する場所及び酸素濃度18%未満の場所では使用できません。

主な性能

項　目	数　値
粉じん捕集効率	95.0　% 以上
吸　気　抵　抗	50　Pa 以下
排　気　抵　抗	50　Pa 以下
吸気抵抗上昇値	160　Pa 以下
ぬ れ 抵 抗 値	49　Pa 以下
二酸化炭素濃度上昇値	1.0　% 以下
重　　量	18　g 以下
使用限度時間	11　時間

	唇の幅	鼻根おとがい距離	
漏れ率	3.5cm以上 4.5cm未満	10.5cm以上 11.5cm未満	7.41%
		11.5cm以上 12.5cm未満	6.76%
		12.5cm以上 13.5cm未満	5.79%
	4.5cm以上 5.5cm未満	10.5cm以上 11.5cm未満	2.51%
		11.5cm以上 12.5cm未満	4.95%
		12.5cm以上 13.5cm未満	7.54%
		13.5cm以上 14.5cm未満	6.95%
	5.5cm以上 6.5cm未満	11.5cm以上 12.5cm未満	2.89%
		12.5cm以上 13.5cm未満	4.19%
		13.5cm以上 14.5cm未満	1.55%

マスクの着用方法
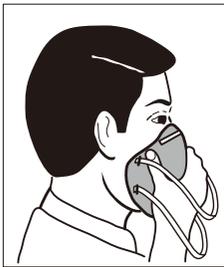
マスクの内側のスポンジを鼻にあて、マスクをしっかりと顔につけます。
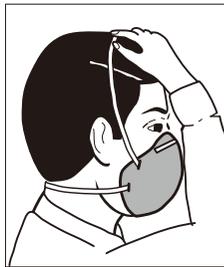
上側のひもを後頭部に、下側のひもを耳の下の首まわりにかけます。
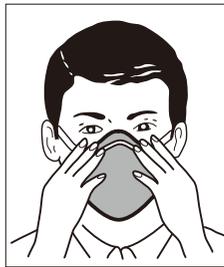
両手で鼻当てアルミを鼻の形に合わせます。

両手でマスク全体を覆い、空気の漏れをチェックして、顔に密着するようにマスクの位置を調整します。

使い捨て式防じんマスクの選択、使用等にあたっての留意点

(1) 選択にあたっての留意点

このマスクは液体粒子や有害なガス、蒸気の存在する場所及び酸素濃度１８％未満の場所では使用できません。

使い捨て式防じんマスクの取扱説明書等に記載されている漏れ率を参考とし、着用者に合ったマスクを選択してください。

このマスクが合わない場合は他の適合するマスクを使用してください。

(2) 使用にあたっての留意点

１）使用にあたっては「マスクの着用方法」に示されたイラストや説明に従って、適正に装着してください。その際、タオルを当てた上から使い捨て式防じんマスクを着用しないでください。

２）人によってはマスクの接触部分に肌荒れ・かぶれ等アレルギー症状を起こす事があります。その場合は使用を中止してください。

３）使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その使用時間を把握してください。

４）使い捨て式防じんマスクを使用するときは、その都度、次の項目について点検を行ってください。

イ）ろ過材が破れたり、収縮したり、破損したりしていないこと。

ロ）しめひもの弾性が保たれていること。

ハ）目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさがないこと。

ニ）使用限度時間に達しないこと。

ホ）著しい型くずれが見られないこと。

５）活性炭入りフィルターを使用していますので、悪臭に対しては効果がありますが、防毒マスクではありません。

従って、労働安全衛生法関連規則（有機則等）に防毒マスク使用の規則がある場合は使用できません。

(3) 保管又は廃棄にあたっての留意点

１）未使用の使い捨て式防じんマスクは乾燥した状態でなるべく冷暗所にほこりなどの異物が付着しないような状態で保管してください。

２）次のいずれかに該当する場合には、使い捨て式防じんマスクを廃棄してください。

イ）当該マスクに表示されている使用限度時間に達した場合。

ロ）使用限度時間内であっても、収縮、破損若しくは著しい型くずれを生じた場合又は目づまりによって作業に支障をきたすような息苦しさが認められた場合。特に、使い捨て式防じんマスクは、ろ過材と面体とが一体となっているため、吸気、発汗、環境中の水蒸気又は繰り返し着用したり、外したりすること等が原因で型くずれするおそれがあるので、このような状態が認められた場合には廃棄してください。

３）使用済みの使い捨て式防じんマスクの廃棄にあたっては、ろ過材に付着した粉じんが再飛散しないように袋等に詰めた後、廃棄してください。

４）洗濯しての再使用はしないでください。

粉じん障害防止規則の趣旨及び構ずべき措置

粉じん障害防止規則の第1条には、「事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の設備等必要な措置を講じるように努めなければならない。」とその趣旨が述べられています。

粉じん作業を行う場合には、粉じん発散源について局所排気装置を設置する等の設備的な対策を講じること、有効な呼吸用保護具（防じんマスクにあっては、国家検定品）を作業者に使用させることが必要です。

発売元　**クラレクラフレックス株式会社**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3　TEL.（03）6701-1390

〒530-8611 大阪市北区角田町8-1　TEL.（06）7635-1560

R100　PRINTED WITH SOY INK